

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）（第一条関係）	1
○道路整備特別措置法施行令（昭和三十二年政令第三百十九号）（抄）（第二条関係）	13
○高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五五号）（抄）（第三条関係）	31
○山村振興法施行令（昭和四十年政令第三百三十一号）（抄）（第四条関係）	37
○豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）（抄）（第五条関係）	38
○半島振興法施行令（昭和六十一年政令第二百四十三号）（抄）（第六条関係）	39
○過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）（抄）（第七条関係）	40
○独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）（抄）（第八条関係）	41
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）（抄）（第九条関係）	43
○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（抄）（第十条関係）	44
○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）（抄）（第十一条関係）	45
○福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）（抄）（第十二条関係）	46
○大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）（抄）（第十三条関係）	47
○道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）（抄）（附則第二条関係）	48
○沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）（抄）（附則第三条関係）	49
○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）（抄）（附則第四条関係）	50
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）（抄）（附則第五条関係）	51

改正案	現行
<p>（都道府県又は指定市による指定区間内の国道の管理） 第一条の二 法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が行うこととすることができる指定区間内の国道の管理は、次に掲げる管理（第一号から第四号まで及び第六号から第十一号までに掲げる管理については、国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つている区間に係るものを除く。）とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 法第三十九条の二第一項の規定により入札占用指針を定め、及び同条第六項の規定により意見を聴くこと。</p> <p>七 法第三十九条の四第一項又は第五項の規定により通知し、同条第三項の規定により占用入札を実施し、及び同条第四項の規定により落札者を決定すること。</p> <p>八 法第三十九条の五第一項の規定により道路の場所を指定し、及び入札占用計画が適当である旨の認定をすること。</p> <p>九 法第三十九条の六第一項の規定により変更の認定をすること。</p> <p>十～十二 （略）</p> <p>2 都道府県又は指定市は、前項第一号から第三号まで、第六号（法第三十九条の二第一項の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第十号及び第十一号に掲げる権限（道路の構造又は交通に及ぼす支障が少なくと認められる道路の占用で国土交通省令で定めるものに係るものを除く。）を行つたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。</p> <p>（国土交通大臣が権限を行う場合の意見の聴取等） 第一条の三 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規定する管理を行つている道路の区間（国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つている区間を除く。）について次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、関</p>	<p>（都道府県又は指定市による指定区間内の国道の管理） 第一条の二 法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が行うこととすることができる指定区間内の国道の管理は、次に掲げる管理（第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる管理については、国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つている区間に係るものを除く。）とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六～八 （略）</p> <p>2 都道府県又は指定市は、前項第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる権限（道路の構造又は交通に及ぼす支障が少なくと認められる道路の占用で国土交通省令で定めるものに係るものを除く。）を行つたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。</p> <p>（国土交通大臣が権限を行う場合の意見の聴取等） 第一条の三 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規定する管理を行つている道路の区間（国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つている区間を除く。）について次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、関</p>

係都道府県又は指定市の意見を聴かなければならない。

一 (略)

二 法第三十二条第一項若しくは第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可又は法第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた者に対し、法第七十一条第二項に規定する処分をし、又は措置を命ずること。

2 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規定する管理を行っている道路の区間（国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つている区間に限る。）について次に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県又は指定市に通知しなければならない。

一・二 (略)

三 法第七十一条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第三十二条第一項若しくは第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可若しくは法第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定を取り消し、又はその許可若しくは認定の効力を停止すること。

（管理の特例の場合の読替規定）

2 第一条の七 (略)

3 法第十七条第四項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定 (略)	読み替えられる字句 (略)	読み替える字句 (略)
第二十一条、第二十二 条第一項、第二十二 条の二、第二十三条第一 項、第二十四条、第二	道路管理者	道路管理者等

係都道府県又は指定市の意見を聴かなければならない。

一 (略)

二 法第三十二条第一項又は第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた者に対し、法第七十一条第二項に規定する処分をし、又は措置を命ずること。

2 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規定する管理を行っている道路の区間（国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つている区間に限る。）について次に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県又は指定市に通知しなければならない。

一・二 (略)

三 法第七十一条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第三十二条第一項又は第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を取り消し、又はその許可の効力を停止すること。

（管理の特例の場合の読替規定）

2 第一条の七 (略)

3 法第十七条第四項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定 (略)	読み替えられる字句 (略)	読み替える字句 (略)
第二十一条、第二十二 条第一項、第二十二 条の二、第二十三条第一 項、第二十四条、第二	道路管理者	道路管理者等

十四条の二第一項及び第三項、第二十四条の三、第二十八条の二第一項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条第一項、第三十九条の二第一項、第三十九条の三第一項、第三十九条の四、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条の七、第四十七条の八第一項、第四十八条の十七第一項、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項ま

十四条の二第一項及び第三項、第二十四条の三、第二十八条の二第一項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条の七、第四十八条の八第一項、第四十八条の十七第一項、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七條の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第二項及び第三項、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十一条第一項から第三項まで、第九十二条第四項、第九

第二十一条、第二十二 条第一項、第二十三 条第一項、第二十四 条、第三十二条、第三十三	(略)	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	4 法第十七条第六項の場合における同条第七項の規定による法の 規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。	で、第七十二条第一項 及び第三項、第七十三 条第二項及び第三項、 第八十六条第二項、第 八十七条第一項、第九 十一条第一項から第三 項まで、第九十二条第 四項、第九十三条、第 九十五条の二第一項及 び第二項前段、第九十 六条第五項	(略)	道路管理者	(略)	道路管理者等	(略)	当該占用料を徴収 する道路管理者等	第三十九条第二項、第 三十九条の二第五項	道路管理者	第三十九条の二第七項	入札占用指針	道路管理者等は、道 路管理者等が	第三十九条の二第五項	(略)	(略)
						(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第二十一条、第二十二 条第一項、第二十三 条第一項、第二十四 条、第三十二条、第三十三	(略)	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	4 法第十七条第六項の場合における同条第七項の規定による法の 規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。	十三条、第九十五条の 二第一項及び第二項前 段、第九十六条第五項	(略)	道路管理者	(略)	道路管理者等	(略)	当該占用料を徴収 する道路管理者等	第三十九条第二項	道路管理者	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)	(略)
						(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条の二、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第三項、第四十七条の二第二項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第四十七条の七、第四十七条の八第一項、第四十八条の十七第一項、第五十七条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二、第

条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条の二、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第四十七条の七、第四十七条の八第一項、第四十八条の十七第一項、第五十七条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第七十二条の二第二項、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二、第九十六条第五項前段

九十六条第五項前段			
第三十九条の二第一項	道路管理者は	道路管理者等は	
第三十九条の二第六項	道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）	道路管理者等（市町村である道路管理者を除く。）	
第三十九条の二第七項	入札占用指針	道路管理者等が入札占用指針	
第三十九条の五第二項	道路管理者は、	道路管理者は、道路管理者等が	
(略)	(略)	(略)	(略)

(道路管理者の権限の代行)

第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一 十 (略)

十一 法第三十九条の二第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定め、及び法第三十九条の二第六項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴くこと。

十二 法第三十九条の四第一項又は第五項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により通知し、法第三十九条の四第三項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により占有入札を実施し、及び法第三十九条の四第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定すること。

十三 法第三十九条の五第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の場所を指定し、及び入札占用計画が適当である旨の認定をすること。

十四 法第三十九条の六第一項（法第九十一条第二項において準

(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)

(道路管理者の権限の代行)

第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一 十 (略)

用する場合を含む。)の規定により変更の認定をすること。

十五(三十七) (略)

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第二十八号及び第二十九号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わって行う権限は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該指定市以外の市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

一 前条第一項第一号、第三号から第十号まで、第十一号(法第三十九条の二第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。)、第十二号から第十五号まで、第十七号、第二十二号、第二十三号、第二十五号から第二十九号まで、第三十二号及び第三十三号に掲げる権限

二(六) (略)

七 法第三十二条第五項、第三十九条の四第二項及び第三十九条の六第二項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定により協議すること。

八・九 (略)

十 法第七十一条第一項若しくは第二項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、法第二十四条の規定並びに法第三十二条第一項及び第三項、第三十四条、第三十五条、第三十六条第一項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項並びに第四十条第二項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定に係るものに限る。

十一(二十三) (略)

2 前項に規定する指定市以外の市町村の権限は、法第十七条第五

十一(三十三) (略)

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わって行う権限は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該指定市以外の市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

一 前条第一項第一号、第三号から第十一号まで、第十三号、第十八号、第十九号、第二十一号から第二十五号まで、第二十八号及び第二十九号に掲げる権限

二(六) (略)

七 法第三十二条第五項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定により協議すること。

八・九 (略)

十 法第七十一条第一項若しくは第二項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、法第二十四条の規定並びに法第三十二条第一項及び第三項、第三十四条、第三十五条、第三十六条第一項並びに第四十条第二項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定に係るものに限る。

十一(二十三) (略)

2 前項に規定する指定市以外の市町村の権限は、法第十七条第五

項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前条第一項第二十八号及び第二十九号に掲げる権限は、国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日後においても行うことができる。

第四条の三 法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、第四条第一項第一号及び第三号から第三十七号までに掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第二十八号及び第二十九号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

(国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等)

第六条 (略)

3 国土交通大臣は、法第二十七条第一項又は第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一〜三 (略)

四 法第三十九条の二第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により入札占用指針を定めること。

五 (略)

六 法第七十一条第一項又は第二項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により法第三十二条第一項若しくは第三項(これらの規定を法第九十一条第三二項において準用する場合を含む。)の規定による許可若しくは法第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定を取り消し、その効力を停止し、若しく

項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限は、国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日後においても行うことができる。

第四条の三 法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、第四条第一項第一号及び第三号から第三十三号までに掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

(国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等)

第六条 (略)

3 国土交通大臣は、法第二十七条第一項又は第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一〜三 (略)

四 (略)

五 法第七十一条第一項又は第二項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により法第三十二条第一項又は第三項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は当該許可に係る物件の改築、移転若しくは除却を命ずること。

はその条件を変更し、又は当該許可に係る物件の改築、移転若しくは除却を命ずること。

4 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条第一項第一号、第七号及び第十五号、第四条の二第一項第三号、第六号、第八号、第九号、第十四号、第十六号から第十九号まで及び第二十三号並びに前項第二号から第六号までに掲げる権限

二 四 (略)

5・6 (略)

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 七 (略)

八 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第三十条第二項第二号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地(以下「特定連結路附属地」という。)に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設(第十三号に掲げる施設を除く。)でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

九 十三 (略)

(道路の管理上当該道路の区域内に設けることが必要な工作物又は施設)

第十七条 法第三十三条第二項第三号の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

第十九条の三 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の額の最低額)

第十九条の三の二 法第三十九条の二第五項の政令で定める額については、第十九条第一項本文及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項本文中「法第三十二条第一項若しくは第三項

4 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条第一項第一号、第七号及び第十一号、第四条の二第一項第三号、第六号、第八号、第九号、第十四号、第十六号から第十九号まで及び第二十三号並びに前項第二号から第五号までに掲げる権限

二 四 (略)

5・6 (略)

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 七 (略)

八 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第三十条第二項第一号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地(以下「特定連結路附属地」という。)に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設(第十三号に掲げる施設を除く。)でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

九 十三 (略)

(道路の管理上当該道路の区域内に設けることが必要な工作物又は施設)

第十七条 法第三十三条第二項第二号の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

第十九条の三 (略)

(新設)

の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間））。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。）に相当する期間」とあるのは「入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間」と、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず、前二項」とあるのは「第十九条の三の二において準用する第一項の規定にかかわらず、同項」と、「占用料の額を定め、又は占用料を徴収しない」とあるのは「占用料の額の最低額の下限の額を定める」と、同項第六号中「前二項」とあるのは「第十九条の三の二において準用する第一項」と、「の占用料を徴収する」とあるのは「を占用料の額の最低額の下限の額とする」と読み替えるものとする。

（総合評価占用入札の手続）

第十九条の三の三 道路管理者は、法第三十九条の四第四項ただし書の規定により落札者を決定する占用入札（以下この項において「総合評価占用入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価占用入札に係る申出のうち占用料の額その他の条件が当該道路管理者にとつて最も有利なものを決定するための基準（以下この条において「総合評価落札者決定基準」という。）を、法第三十九条の二第二項第七号の入札の実施に関する事項として入札占用指針において定めなければならない。

2 道路管理者は、総合評価落札者決定基準を定めようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

3 道路管理者は、前項の規定による意見の聴取において、あわせて、当該総合評価落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べら

（新設）

れた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(総合評価占有入札に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合についての準用)

第十九条の三の四 前条の規定は、法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第十二号(法第三十九条の四第四項の規定による落札者の決定に係る部分に限る。)に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う場合について準用する。

(違法放置物件に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合等についての準用)

第十九条の十一 第十九条の五から前条までの規定は、法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第十二号に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う場合について準用する。

2 (略)

(長時間放置された車両に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合についての準用)

第三十条の五 前三条の規定は、法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第二十六号に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う場合について準用する。

(法定受託事務から除かれる事務)

第三十八条の三 法第九十七条第一項第二号の政令で定める事務は、第一条の二第一項第五号及び第十二号に掲げるものとする。

2 (略)

(権限の委任)

第三十九条 (略)

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

(新設)

(違法放置物件に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合等についての準用)

第十九条の十一 第十九条の五から前条までの規定は、法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第十三号に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う場合について準用する。

2 (略)

(長時間放置された車両に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合についての準用)

第三十条の五 前三条の規定は、法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第二十二号に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う場合について準用する。

(法定受託事務から除かれる事務)

第三十八条の三 法第九十七条第一項第二号の政令で定める事務は、第一条の二第一項第五号及び第八号に掲げるものとする。

2 (略)

(権限の委任)

第三十九条 (略)

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

一〇六 (略)
七 第十九条第三項第六号(第十九条の三の二において準用する場合を含む。)の規定により別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないこと(占用料の額の最低額の下限の額を定めることを含む。)ができる占用物件を定めること。
八〇十三 (略)

3
(略)

一〇六 (略)
七 第十九条第三項第六号の規定により別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる占用物件を定めること。
八〇十三 (略)

3
(略)

改正案	現行
<p>（料金により償う会社管理高速道路の管理に要する費用の範囲）</p> <p>第五条 法第二十三条第一項第一号の政令で定める費用は、次に掲げる費用とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 法第八条第七項の規定による委託に基づき行う事務に係る事務取扱費</p> <p>七～十（略）</p> <p>（占用料の額及び徴収方法等）</p> <p>第十二条 法第三十三条の規定により会社管理高速道路（高速自動車国道を除く。次項において同じ。）又は公社管理道路について読み替えて適用する道路法第三十九条第一項の規定による占用料の額及び徴収方法に関する道路法施行令第十九条第一項から第三項まで並びに第十九条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同令第十九条第一項中「指定区間内の国道」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路又は同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路（以下「会社管理高速道路等」という。）」と、同条第二項及び第三項並びに同令第十九条の二第一項中「指定区間内の国道」とあるのは「会社管理高速道路等」と、同令第十九条第三項中「国土交通大臣は」とあるのは「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する機構等は」と、同令第十九条の二第二項中「納入告知書（法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事務を行つている場合にあつては、納入通知書）」とあるのは「、納付すべき金額、期限及び場所を記載した書面」と、同条第二項ただし書中「国土交通大臣」とあるのは「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する機構等」とする。</p> <p>2 法第三十三条の規定により会社管理高速道路又は公社管理道路について読み替えて適用する道路法第三十九条の二第五項の規定による占用料の額の最低額に関する道路法施行令第十九条の三の二の規</p>	<p>（料金により償う会社管理高速道路の管理に要する費用の範囲）</p> <p>第五条 法第二十三条第一項第一号の政令で定める費用は、次に掲げる費用とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六～九（略）</p> <p>（占用料の額及び徴収方法）</p> <p>第十二条 法第三十三条の規定により会社管理高速道路（高速自動車国道を除く。次項において読み替えて適用する道路法第三十九条第一項の規定による占用料の額及び徴収方法に関する道路法施行令第十九条第一項から第三項まで並びに第十九条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同令第十九条第一項中「指定区間内の国道」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路又は同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路（以下「会社管理高速道路等」という。）」と、同条第二項及び第三項並びに同令第十九条の二第一項中「指定区間内の国道」とあるのは「会社管理高速道路等」と、同令第十九条第三項中「国土交通大臣は」とあるのは「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する機構等は」と、同令第十九条の二第二項中「納入告知書（法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事務を行つている場合にあつては、納入通知書）」とあるのは「、納付すべき金額、期限及び場所を記載した書面」と、同条第二項ただし書中「国土交通大臣」とあるのは「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する機構等」とする。</p>

定の適用については、同条中「同条第一項本文中」とあるのは「同条第一項本文中「指定区間内の国道」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路又は同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路（以下「会社管理高速道路等」という。）」と、「国土交通大臣」とあるのは「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する機構等」と、「同条第三項中」とあるのは「同条第三項中「国土交通大臣は」とあるのは「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する機構等は」と、「指定区間内の国道」とあるのは「会社管理高速道路等」と、「とする。」とする。

（手数料及び延滞金）

第十四条 法第八条第一項第二十六号又は第十七条第一項第二十二号の規定により道路法第四十七条の二第一項の許可に関する道路管理者の権限を機構等が代わつて行う場合における法第三十六条の規定により読み替えて適用する道路法第四十七条の二第三項の手数料の額は、当該受けようとする許可に係る一通行経路ごとに二百円とする。

254 (略)

（道路法の規定の適用についての技術的読替え）

第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	次に掲げる場合の区分に応じ て読み替える字句	機構及び会社 が行う道路（ 高速自動車国	地方道路公社 が行う道路（ 高速自動車国
---------	-----------	---------------------------	----------------------------	----------------------------

（手数料及び延滞金）

第十四条 法第八条第一項第二十二号又は第十七条第一項第十八号の規定により道路法第四十七条の二第一項の許可に関する道路管理者の権限を機構等が代わつて行う場合における法第三十六条の規定により読み替えて適用する道路法第四十七条の二第三項の手数料の額は、当該受けようとする許可に係る一通行経路ごとに二百円とする。

254 (略)

（道路法の規定の適用についての技術的読替え）

第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	次に掲げる場合の区分に応じ て読み替える字句	機構及び会社 が行う道路（ 高速自動車国	地方道路公社 が行う道路（ 高速自動車国
---------	-----------	---------------------------	----------------------------	----------------------------

第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十九条の二第一項、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項、第四十条第二項、第四十三條の二、第四十四条第四項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七、第四十八	(略)	
道路管理者	(略)	
機構	(略)	道を除く。)の管理について適用する場合
地方道路公社	(略)	道を除く。)の管理について適用する場合
第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第二項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の七、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の五第三項、第四十八條の八第二項、第四十八條の九、第四十八條の十、第四十八條の十二、第六十六条第一項、第六十八條、第六十九條、第七十一条第一	(略)	
道路管理者	(略)	
機構	(略)	道を除く。)の管理について適用する場合
地方道路公社	(略)	道を除く。)の管理について適用する場合

	第三十九條の四 第四項	第三十九條の二 第七項	第三十九條の二 第六項	第五項、第九十六條 第五項	條第二項及び第 四項、第四十八 條の五第三項、 第四十八條の八 第二項、第四十 八條の九、第四 十八條の十、第 四十八條の十二 、第六十六條第 一項、第六十八 條、第六十九條 、第七十一條第 一項から第三項 まで及び第五項 、第七十二條第 一項及び第三項 、第七十二條の 二第一項、第八 十七條第一項、 第九十一條第三 項、第九十六條 第五項
当該道路管理者	道路管理者は	入札占有指針	道路管理者（市町 村である道路管理 者を除く。）		
機構	機構は	機構が入札占 用指針	機構		
当該地方道路 公社	は地方道路公社	針が入札占有指 針	地方道路公社		

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	項から第三項ま で及び第五項、 第七十二條第一 項及び第三項、 第七十二條の二 第一項、第八十 七條第一項、第 九十一條第三項 、第九十六條第 五項
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

(略)	第三十九條の五 第二項	(略)	道路管理者は、	道路管理者は、 機構が
(略)	第四十七條の二 第二項	(略)	道路管理者	道路管理者又は 道路整備特別 措置法第八 条第一項第二 十六号若しく は第十七条第 一項第二十二 号の規定によ り道路管理者 に代わつてこ れらの権限を 行う者
(略)	第四十七條の二 第三項	(略)	道路管理者又は 道路整備特別 措置法第八 条第一項第二 十六号若しく は第十七条第 一項第二十二 号の規定によ り道路管理者 に代わつてこ れらの権限を 行う者	道路管理者又は 道路整備特別 措置法第八 条第一項第二 十六号若しく は第十七条第 一項第二十二 号の規定によ り道路管理者 に代わつてこ れらの権限を 行う者
(略)		(略)		道路管理者又は 道路整備特別 措置法第八 条第一項第二 十六号若しく は第十七条第 一項第二十二 号の規定によ り道路管理者 に代わつてこ れらの権限を 行う者

(略)	第四十七條の二 第三項	(略)	道路管理者	(新設)
(略)		(略)		(新設)
(略)	第四十七條の二 第二項	(略)	道路管理者	(新設)
(略)		(略)		(新設)
(略)	第四十七條の二 第三項	(略)	道路管理者又は 道路整備特別 措置法第八 条第一項第二 十二号若しく は第十七条第 一項第十八号 の規定により 道路管理者に 代わつてこれ らの権限を行 う者	(新設)
(略)		(略)		(新設)
(略)	第四十七條の二 第二項	(略)	道路管理者	(新設)
(略)		(略)		(新設)
(略)	第四十七條の二 第三項	(略)	道路管理者又は 道路整備特別 措置法第八 条第一項第二 十二号若しく は第十七条第 一項第十八号 の規定により 道路管理者に 代わつてこれ らの権限を行 う者	(新設)
(略)		(略)		(新設)

第七十一条第四項	基づく処分	基づく処分 道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十号、第二十二号、第二十五号、第二十八号若しくは第三十号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの	基づく処分 道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十号、第二十二号、第二十五号、第二十八号若しくは第三十号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの
(略)	(略)	(略)	(略)

2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定に

第七十一条第四項	基づく処分	基づく処分 道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十二号、第十四号、第十七号、第二十号若しくは第二十二号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの	基づく処分 道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十二号、第十四号、第十七号、第二十号若しくは第二十二号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの
(略)	(略)	(略)	(略)

2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定に

よる道路法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	読み替える規定	(略)	第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第三項、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十九条まで、第三十九条の二第一項及び第五項から第七項まで、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の
(略)	読み替えられる字句	読み替える字句	道路管理者 有料道路管理者

よる道路法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	読み替える規定	(略)	第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第三項、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十九条まで、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十四条及び第四項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一
(略)	読み替えられる字句	読み替える字句	道路管理者 有料道路管理者

七第二項及び第
四項、第四十
二項、第四十
一条、第四十二
条第一項、第四
十三條の二、第
四十四條第一項
、第二項及び第
四項、第四十四
條の二第一項か
ら第五項まで及
び第八項、第四
十五條第一項、
第四十六條、第
四十七條第三項
、第四十七條の
二第一項及び第
五項、第四十七
條の四、第四十
七條の五、第四
十七條の八、第
四十七條の十一
第一項及び第三
項、第四十八條
第二項及び第四
項、第四十八條
の二、第四十八
條の三、第四十
八條の五第三項
、第四十八條の
七、第四十八條
の八第二項、第
四十八條の九、
第四十八條の十
、第四十八條の
十一第二項、第

十一第二項、第
四十六條
、第四十七條第
三項、第四十七
條の二第一項及
び第五項、第四
十七條の四、第
四十七條の五、
第四十七條の八
、第四十七條の
十一第一項及び
第三項、第四十
八條第二項及び
第四項、第四十
八條の二、第四
十八條の三、第
四十八條の五第
三項、第四十八
條の七、第四十
八條の八第二項
、第四十八條の
九、第四十八條
の十、第四十八
條の十一第二項
、第四十八條の
十二、第四十八
條の十七第一項
、第四十八條の
十八第一項から
第三項まで、第
五十七條、第五
十八條第一項、
第五十九條第三
項、第六十條か
ら第六十二條ま
で、第六十六條
第一項、第六十

第七十一条第四項	(略)		第三十九条の七 第四項	第三十九条第二項	第三十九条第二項、第三十九条の二第五項、第四十四条第一項、第四十八条の七第二項、第六十一条第二項、第七十三条第二項	(略)	九十五条の二、第九十六条第三項及び第五項、第二百二条第四号及び第五号、第四百条第一号、第三号及び第四号、第五百五条、第六百六条第一号
基づく処分	(略)	当該条例又は当該政令	同項の条例(指定区間内の国道にあつては、同項の政令)	但し、条例で定める場合においては		(略)	
基づく処分 別措置法第八 条第一項第十 三号、第十四 号、第二十	(略)	当該条例	同項の条例	この場合において	この場合において 条例	(略)	

第七十一条第四項	(略)		(新設)	第三十九条第二項	第三十九条第二項、第四十四条第一項、第四十八条の七第二項、第六十一条第二項、第七十三条第二項	(略)	
基づく処分	(略)	(新設)	(新設)	但し、条例で定める場合においては		(略)	
基づく処分 別措置法第八 条第一項第十 三号、第十四 号、第二十	(略)	(新設)	(新設)	この場合において	この場合において 条例	(略)	

(略)	(略)	(略)
		十号、第二十二号、第二十五号、第二十八号若しくは第三十号若しくは第三十七条第一項第七号、第九号、第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの

(高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え)

第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一条中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社」が協議」と、同法第三十九条の二第七項中「入札占用指針」とあるのは「機構が入札占用指針」と、同法第三十九条の五第二項中「道路管理者は、」とあるのは「道路管理者は、機構が」と、同法第四十七条の八第二項中「協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一条第四項中「基づく処分」とあるのは「基づく処分」で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十号、第二十二号、第二十五条、第二十八号若しくは第三十号若しくは第三十七条第一項第七号、第九号、第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同法の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十五条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字

(略)	(略)	(略)
		六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号若しくは第三十七条第一項第七号、第九号、第十二号、第十四号、第十七号、第二十号若しくは第二十二号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの

(高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え)

第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一条中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社」が協議」と、同法第四十七条の八第二項中「協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一条第四項中「基づく処分」とあるのは「基づく処分」で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号若しくは第三十七号、第九号、第十二号、第十四号、第十七号、第二十号若しくは第二十二号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同法の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十五条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

句とする。

第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項、第四十條第二項、第四十三條の二、第四十四條第四項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の七、第四十八條第二項及び第四項、第六十六條第一項	(略)	第一欄
道路管理者	(略)	第二欄
国土交通大臣	(略)	第三欄
機構	(略)	第四欄

第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第四十條第二項、第四十三條の二、第四十四條第四項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の七、第四十八條第二項及び第四項、第六十六條第一項、第六十八條、第七十一條第一項から第三項まで及び第五項、第七十二條の二第一項、第九十六條第五項	(略)	第一欄
道路管理者	(略)	第二欄
国土交通大臣	(略)	第三欄
機構	(略)	第四欄

第三項	第四十七條の二	(略)	第三十九條の四 第四項	第三十九條の二 第六項	第三十九條の二 第一項	第三十九條の二 第一項、第三十 九條の四第四項	第三十八條第二 項、第九十三條	(略)	第六十八條、 第七十一條第一 項から第三項ま で及び第五項、 第七十二條の二 第一項、第九十 六條第五項
道路管理者	一の道路の	(略)	当該道路管 理者	道路管理者 (市町村で ある道路管 理者を除く 。)	の 道路管理者	は 道路管理者	当該道路管 理者	(略)	
国土交通大臣	(略)	(略)	国土交通大臣	国土交通大臣	の 国	は 国土交通大臣	国土交通大臣	(略)	
者又は道路整備特別	一の道路の道路管理	(略)	機構	機構	機構の	機構は	当該会社	(略)	

第三項	第四十七條の二	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	第三十八條第二 項、第九十三條	(略)	
道路管理者	一の道路の	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	当該道路管 理者	(略)	
国土交通大臣	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	国土交通大臣	(略)	
者又は道路整備特別	一の道路の道路管理	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	当該会社	(略)	

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>措置法第八条第一項 第二十六号若しくは 第十七条第一項第二 十二号の規定により 道路管理者に代わつ てこれらの権限を行 う者</p>
<p>(道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え) 第十八条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道 路(高速自動車国道を除く。)の管理についての法第五十四条第 一項の規定による道路法施行令の規定の適用については、次の表 の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の 下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とす る。</p>			
<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字 句</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ て読み替える字句</p>	<p>機構及び会社 地方道路公社 が行う道路(が行う道路(高 速自動車国 高速自動車国 道を除く。) 道を除く。)の 管理につい の管理につい て適用する場 て適用する場 合 合</p>
<p>第十九条の三の 三第一項</p>	<p>道路管理者は</p>	<p>独立行政法人 日本高速道路 保有・債務返 済機構(以下 「機構」とい う。)は</p>	<p>地方道路公社 は</p>

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>措置法第八条第一項 第二十二号若しくは 第十七条第一項第十 八号の規定により道 路管理者に代わつて これらの権限を行う 者</p>
<p>(道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え) 第十八条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道 路(高速自動車国道を除く。)の管理についての法第五十四条第 一項の規定による道路法施行令の規定の適用については、次の表 の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の 下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とす る。</p>			
<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字 句</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ て読み替える字句</p>	<p>機構及び会社 地方道路公社 が行う道路(が行う道路(高 速自動車国 高速自動車国 道を除く。) 道を除く。)の 管理につい の管理につい て適用する場 て適用する場 合 合</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

(略)	(削除)	(略)	第十九条の六第一号	第十九条の三の三第二項及び第三項、第十九条の十二から第十九条の十四まで	道路管理者	道路管理者	当該道路管理者
(略)	(削除)	(略)	機構又は会社 (道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二条第四項に規定する会社をいう。以下同じ。)	機構	機構	機構	機構
(略)	(削除)	(略)	地方道路公社	地方道路公社	地方道路公社	地方道路公社	当該地方道路公社

2 法の規定により有料道路管理者が行う道路(都道府県道及び市町村道に限る。)の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げ

(略)	第十九条の十二から第十九条の十四まで	(略)	第十九条の六第一号	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	道路管理者	(略)	道路管理者	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	機構	(略)	独立行政法人 日本高速道路 保有・債務返 済機構(以下「機構」とい う。)又は会 社(道路整備 特別措置法(昭 和三十一年 法律第七号) 第二条第四項 に規定する会 社をいう。以 下同じ。)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	地方道路公社	(略)	地方道路公社	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

2 法の規定により有料道路管理者が行う道路(都道府県道及び市町村道に限る。)の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げ

る同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条の第三項	指定区間内の国道に係るものにあつては国、指定区間外の国道に係るものにあつては道路管理者である都道府県又は指定市若しくは指定市以外の市、都道府県道又は市町村道に係るものにあつては道路管理者である都道府県又は市町村	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十八条第四項に規定する有料道路管理者（以下単に「有料道路管理者」という。）
(略)	(略)	(略)

3 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法施行令の規定の適用については、

る同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条の第三項	指定区間内の国道に係るものにあつては国、指定区間外の国道に係るものにあつては道路管理者である都道府県又は指定市若しくは指定市以外の市、都道府県道又は市町村道に係るものにあつては道路管理者である都道府県又は市町村	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十八条第四項に規定する有料道路管理者（以下単に「有料道路管理者」という。）
(略)	(略)	(略)

3 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法施行令の規定の適用については、

同令第十九条第三項中「国土交通大臣は」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は」と、同令第十九条の第二項ただし書中「国土交通大臣」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同令の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）第十三条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第十九条の三第一項	(略)	第一欄	(略)	第二欄	(略)	第三欄	(略)	第四欄
指定区間内の国道に係るものにあつては、指定区間の国道に係るものにあつては道路管理者である都道府県又は指定市若しくは指定市以外の市、都道府県道又は市町村道に係るものにあつては道路管理者である都道府県又は市町村	国	機構	国土交通大臣は	国土交通大臣は	国土交通大臣は	国土交通大臣は	国土交通大臣は	国土交通大臣は
当該道路管理	国土交通大	機構	臣は	機構は	機構は	機構は	機構は	機構は

同令第十九条第三項中「国土交通大臣は」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は」と、同令第十九条の第二項ただし書中「国土交通大臣」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同令の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）第十三条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第十九条の三第一項	(略)	第一欄	(略)	第二欄	(略)	第三欄	(略)	第四欄
指定区間内の国道に係るものにあつては、指定区間の国道に係るものにあつては道路管理者である都道府県又は指定市若しくは指定市以外の市、都道府県道又は市町村道に係るものにあつては道路管理者である都道府県又は市町村	国	機構	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(略)	(削除)	(略)	第十九条の三の 三第二項及び第 三項、第十九条 の十二から第十 九条の十四まで	
(略)	(削除)	(略)		道路管理者
(略)	(削除)	(略)		国土交通大臣
(略)	(削除)	(略)		機構

(略)	第十九条の十二 から第十九条の 十四まで	(略)		(新設)
(略)		(略)	道路管理者	(新設)
(略)		(略)	国土交通大臣	(新設)
(略)		(略)	機構	(新設)

改正案			現行		
<p>（道路法の規定の適用についての技術的読替え） 第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>					
読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十七條まで、第三十八條第一項、第三十九條の二第七項、第三十九條の三第一項及び第三項、第三十九條の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九條の五、第三十九條の六第一項か	道路管理者	国土交通大臣	第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十七條まで、第三十八條第一項、第四十條第一項、第四十一條、第四十二條第一項、第四十三條の二、第四十四條第一項、第二項及び第四項、第四十四條の二第一項から第五項まで、第四	道路管理者	国土交通大臣

ら第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十四條第一項、第四十四條の二第一項から第五項まで、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七、第四十七条の八第一項、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の十七第一項、第四十八條の十八第一項及び第二項、第五十七條、第六十条、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八條、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条の二

十五條第一項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の五、第四十七條の七、第四十七條の八第一項、第四十七條の十一第一項及び第三項、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の十七第一項、第四十八條の十八第一項及び第二項、第五十七條、第六十条、第六十二条、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条の二第一項、第九十一条第二項、第九十二条第四項、第九十六條第五項、第一百條第四号及び第五号、第一百零二條第一号、第一百零三條及び第一百零四條第一号

第三十九条の七第 四項	第三十九条の二第 六項	第三十九条の二第 一項、第六十四 条第一項	第三十九条の二第 一項、第三十九 条の四第四項、第 四十七條の八第二 項、第四十八條の 十第三項	第三十八条第二項 、第三十九条の四 第四項、第九十三 条	(略)	第一項、第九十一 条第二項、第九十 二条第四項、第九 十六条第五項、第 百三条第四号及び 第五号、第四百条 第一号、第三号及 び第四号、第五百 五条、第六十六条第 一号
同項の条例（指定区 間内の国道にあつて は、同項の政令）	道路管理者（市町村 である道路管理者を 除く。）	道路管理者の	道路管理者は	当該道路管理者	(略)	
同項の政令	国土交通大臣	国 の	国土交通大臣は	国土交通大臣	(略)	

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	第三十八条第二項 、第九十三条	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	当該道路管理者	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	国土交通大臣	(略)	

(略)	(略)	(略)	(略)	第四十七條の八第二項、第四十八條の十八第三項	(略)	令	当該条例又は当該政令
(略)	(略)	(略)	(略)	道路管理者の	(略)	(略)	当該政令
(略)	(略)	(略)	割増金、第二十五条の規定に基づく料金	関係地方整備局又は北海道開発局の	(略)	(略)	当該政令
(略)	(略)	(略)	道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市	国	(略)	(略)	割増金

(道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え)
第十三条 法第二十五条第一項の規定により道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える道路法

読み替えられる字句

読み替える字句

(略)	(略)	(略)	(略)	第四十七條の八第二項、第四十八條の十八第三項	(略)	(略)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	道路管理者は	(略)	(略)	(新設)
(略)	(略)	(略)	割増金、第二十五条の規定に基づく料金	国土交通大臣は	(略)	(略)	割増金
(略)	(略)	(略)	道路管理者の	関係地方整備局又は北海道開発局の	(略)	(略)	国
(略)	(略)	(略)	道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市	国	(略)	(略)	国

(道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え)
第十三条 法第二十五条第一項の規定により道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える道路法

読み替えられる字句

読み替える字句

第十九条の三の三第一項	第十九条の三の三	第十九条の三の三の六第二項、第十九条の九第一項、第三十条の三第二項	第十九条の三の二	第十九条の三の三第一項、第十九条の六第二項、第十九条の九第一項、第三十条の三第二項	第十九条の三の三第一項	第十九条の三の三第二項及び第三項、第十九条の七、第十九条の九第二	施行令の規定
(略)	(略)	(略)	同条第一項本文中	道路管理者は	当該道路管理者	道路管理者	
(略)	(略)	国	これらの規定中「指定区 間内の国道」とあるのは 「高速自動車国道」と、 同条第一項本文中	国土交通大臣は	国土交通大臣	国土交通大臣	

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	第十九条の三第一項	(略)	施行令の規定
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	指定区間内の国道に係るものにあつては国、指定区間の国道に係るものにあつては道路管理者である都道府県又は市町村	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	国	(略)	

(略)	(削除)	(削除)	(略)	項及び第三項、第十九条の十、第十九条の十二から第十九条の十五まで、第三十条の四
(略)	(削除)	(削除)	(略)	
(略)	(削除)	(削除)	(略)	
(略)	第十九条の七、第十九条の九第二項及び第三項、第十九条の十、第十九条の十二から第十九条の十五まで、第三十条の四	第十九条の六第二項、第十九条の九第一項、第三十条の三第二項	(略)	
(略)	道路管理者	道路管理者は	(略)	
(略)	国土交通大臣	国土交通大臣は	(略)	

改正案	現行
<p>（基幹道路の指定等） 第四条（略） 2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令<u>第四条</u>第一項第二十八号及び第二十九号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、<u>法第十一条</u>第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令<u>第四条</u>第一項第二十二号又は第二十三号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、<u>法第十一条</u>第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令<u>第四条</u>第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）<u>、</u>第二十二号、第二十三号又は第三十号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならぬ。</p>	<p>（基幹道路の指定等） 第四条（略） 2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令<u>第四条</u>第一項第二十四号及び第二十五号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、<u>法第十一条</u>第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令<u>第四条</u>第一項第十八号又は第十九号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、<u>法第十一条</u>第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令<u>第四条</u>第一項第一号、第六号、第八号、第十八号、第十九号又は第二十六号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならぬ。</p>

改正案	現行
<p>（道路管理者の権限の代行） 第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する道府県の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令<u>第四条第一項第二十八号及び第二十九号に掲げるもの</u>については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 道府県は、<u>法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第二十二号又は第二十三号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）</u>に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 道府県は、<u>法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。））</u>の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、<u>第二十二号、第二十三号又は第三十号に掲げる権限を行つたときは</u>、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>	<p>（道路管理者の権限の代行） 第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する道府県の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令<u>第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げるもの</u>については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 道府県は、<u>法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第十八号又は第十九号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）</u>に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 道府県は、<u>法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十八号、第十九号又は第二十六号に掲げる権限を行つたときは</u>、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（基幹的な市町村道等の指定等） 第二条（略） 2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令<u>第四条</u>第一項第二十八号及び第二十九号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、<u>法</u>第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令<u>第四条</u>第一項第二十二号又は第二十三号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、<u>法</u>第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令<u>第四条</u>第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。））、第二十二号、第二十三号又は第三十号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならぬ。</p>	<p>（基幹的な市町村道等の指定等） 第二条（略） 2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令<u>第四条</u>第一項第二十四号及び第二十五号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、<u>法</u>第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令<u>第四条</u>第一項第十八号又は第十九号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、<u>法</u>第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令<u>第四条</u>第一項第一号、第六号、第八号、第十八号、第十九号又は第二十六号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならぬ。</p>

改正案	現行
<p>（基幹道路の指定等） 第七条（略） 2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十八号及び第二十九号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十二号又は第二十三号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。））、第二十二号、第二十三号又は第三十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならぬ。</p>	<p>（基幹道路の指定等） 第七条（略） 2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第十八号又は第十九号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十八号、第十九号又は第二十六号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならぬ。</p>

改正案	現行
<p>（道路管理者の権限の代行） 第七条（略）</p> <p>2 機構は、前項第一号（道路法施行令第四条第一項第六号から第八号までに係る部分及び同項第十一号に規定する入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第五号、第八号から第十号まで、第十三号、第十四号（意見の聴取に係る部分を除く。）、第十六号、第十七号又は第二十号に掲げる権限を行おうとする場合には、道路管理者の同意を得なければならない。</p> <p>3 機構は、第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第二十二号及び第二十三号に規定する協定の締結に係る部分に限る。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 機構は、第二項の権限又は第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第二十二号及び第二十三号に規定する協定の締結に係る部分並びに同項第三十号に係る部分に限る。）、第四号、第七号、第十二号、第十四号（意見の聴取に係る部分に限る。）、第十五号、第十八号、第二十一号若しくは第二十二号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>（権限の代行の期間） 第十一条 第七条から前条までの規定により機構が特定公共施設の管理者に代わって行う権限は、法第十八条第四項の規定に基づき公告される工事の開始の日から同条第五項（法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告される工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、次に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>一 第七条第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第二十八号及び第二十九号に係る部分に限る。）及び第三号（損失の補償に係る部分に限る。）に掲げる権限</p>	<p>（道路管理者の権限の代行） 第七条（略）</p> <p>2 機構は、前項第一号（道路法施行令第四条第一項第六号から第八号までに係る部分に限る。）、第五号、第八号から第十号まで、第十三号、第十四号（意見の聴取に係る部分を除く。）、第十六号、第十七号又は第二十号に掲げる権限を行おうとする場合には、道路管理者の同意を得なければならない。</p> <p>3 機構は、第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第十八号及び第十九号に規定する協定の締結に係る部分に限る。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 機構は、第二項の権限又は第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第十八号及び第十九号に規定する協定の締結に係る部分並びに同項第二十六号に係る部分に限る。）、第四号、第七号、第十二号、第十四号（意見の聴取に係る部分に限る。）、第十五号、第十八号、第二十一号若しくは第二十二号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>（権限の代行の期間） 第十一条 第七条から前条までの規定により機構が特定公共施設の管理者に代わって行う権限は、法第十八条第四項の規定に基づき公告される工事の開始の日から同条第五項（法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告される工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、次に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>一 第七条第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第二十五号に係る部分に限る。）及び第三号（損失の補償に係る部分に限る。）に掲げる権限</p>

二
四
(略)

二
四
(略)

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（抄）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〓百三十九（略）</p> <p>百三十九の二 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）</p> <p>百三十九の三 空港法（昭和三十一年法律第八十号）</p> <p>百四十〓四百三十七（略）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〓百三十九（略）</p> <p>百三十九の二 空港法（昭和三十一年法律第八十号）</p> <p>百四十〓四百三十七（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（貸付料と併せて機構の業務に要する費用等を償う収入の範囲）</p> <p>第三条 法第十七条第一項の政令で定める収入は、次に掲げる収入とする。</p> <p>一 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）<u>第八</u>条第一項<u>第二十三号</u>の規定により道路法（昭和二十七年法律第八十号）<u>第四十四</u>条の二第一項から第四項までの規定による道路管理者の権限を機構が代わって行った場合における同条第七項の規定に基づく負担金</p> <p>二〇九（略）</p>	<p>（貸付料と併せて機構の業務に要する費用等を償う収入の範囲）</p> <p>第三条 法第十七条第一項の政令で定める収入は、次に掲げる収入とする。</p> <p>一 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）<u>第八</u>条第一項<u>第十九号</u>の規定により道路法（昭和二十七年法律第八十号）<u>第四十四</u>条の二第一項から第四項までの規定による道路管理者の権限を機構が代わって行った場合における同条第七項の規定に基づく負担金</p> <p>二〇九（略）</p>

○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）（抄）（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定災害復旧等道路工事に係る権限の代行） 第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により公示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十八号及び第二十九号に掲げる権限並びに前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第二十二号又は第二十三号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該被災地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、法第六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号又は第三十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体に通知しなければならない。</p>	<p>（特定災害復旧等道路工事に係る権限の代行） 第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により公示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限並びに前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第十八号又は第十九号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該被災地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、法第六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十八号、第十九号又は第二十六号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体に通知しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（復興道路工事に係る権限の代行） 第六条（略）</p> <p>2 法第十二条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の地方公共団体に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第一号及び第三号から第三十七号までに掲げる権限並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十七号）第四十四条の二第七項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書、第六十一条第一項及び第六十二条後段並びに地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条の規定による負担金を徴収する権限とする。</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十八号若しくは第二十九号に掲げる権限又は前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第二十二号又は第二十三号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）第二十二号、第二十三号又は第三十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知しなければならない。</p>	<p>（復興道路工事に係る権限の代行） 第六条（略）</p> <p>2 法第十二条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の地方公共団体に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第一号及び第三号から第三十三号までに掲げる権限並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十七号）第四十四条の二第七項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書、第六十一条第一項及び第六十二条後段並びに地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条の規定による負担金を徴収する権限とする。</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十四号若しくは第二十五号に掲げる権限又は前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第十八号又は第十九号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十八号、第十九号又は第二十六号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（特定災害復旧等道路工事に係る権限の代行） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十八号若しくは第二十九号に掲げる権限又は前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第四十六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第二十二号又は第二十三号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該被災地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、法第四十六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号又は第三十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体に通知しなければならない。</p>	<p>（特定災害復旧等道路工事に係る権限の代行） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十四号若しくは第二十五号に掲げる権限又は前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第四十六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第十八号又は第十九号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該被災地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、法第四十六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十八号、第十九号又は第二十六号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体に通知しなければならない。</p>

○道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）（抄）（附則第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国土交通大臣の権限） 第四条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条 第一項（第一号、第二十九号、第三十二号及び第三十三号を除く。 。）及び第二項並びに第六条第一項及び第三項（第一号を除く。 ）の規定は、国土交通大臣が法第二条第一項の規定により指定区 間外の一般国道の修繕をする場合について準用する。この場合に おいて、同令第四条第二項中「第二條第一項」とあるのは「道路 の修繕に関する法律の施行に関する政令第三條」と、「同條第二 項」とあるのは「同條」と読み替えるものとする。</p>	<p>（国土交通大臣の権限） 第四条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条 第一項（第一号、第二十五号、第二十八号及び第二十九号を除く。 。）及び第二項並びに第六条第一項及び第三項（第一号を除く。 ）の規定は、国土交通大臣が法第二条第一項の規定により指定区 間外の一般国道の修繕をする場合について準用する。この場合に おいて、同令第四条第二項中「第二條第一項」とあるのは「道路 の修繕に関する法律の施行に関する政令第三條」と、「同條第二 項」とあるのは「同條」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>（県道又は市町村道に係る直轄工事） 第三十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四條第一項第二十八号及び第二十九号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第六六条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四條第一項第二十二号又は第二十三号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>5・6（略）</p>	<p>（県道又は市町村道に係る直轄工事） 第三十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四條第一項第二十四号及び第二十五号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第六六条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四條第一項第十八号又は第十九号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>5・6（略）</p>

改正案	現行
<p>（道路管理者の権限の代行）</p> <p>第十九条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号（道路法第二十二条第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号、第五号、第十八号、第十九号（同法第四十六条第一項第二号の規定に係る部分に限る。次項において同じ。）、第二十五号、第二十六号、第二十八号、第二十九号及び第三十四号（同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）並びに第四条の二第一項第二号（同法第二十二条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第四号に掲げるものうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。</p> <p>2 市町村は、法第五十八条第四項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第十八号又は第十九号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する市町村の権限は、法第五十八条第三項の規定に基づき公示される国道の新設等又は国道の維持等の開始の日から国道の新設等又は国道の維持等の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十八号及び第二十九号に掲げる権限については、国道の新設等又は国道の維持等の完了の日後においても行うことができる。</p>	<p>（道路管理者の権限の代行）</p> <p>第十九条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号（道路法第二十二条第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号、第五号、第十四号、第十五号（同法第四十六条第一項第二号の規定に係る部分に限る。次項において同じ。）、第二十一号、第二十二号、第二十四号、第二十五号及び第三十号（同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）並びに第四条の二第一項第二号（同法第二十二条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第四号に掲げるものうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。</p> <p>2 市町村は、法第五十八条第四項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第十四号又は第十五号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する市町村の権限は、法第五十八条第三項の規定に基づき公示される国道の新設等又は国道の維持等の開始の日から国道の新設等又は国道の維持等の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限については、国道の新設等又は国道の維持等の完了の日後においても行うことができる。</p>

改正案	現行
<p>（道路管理者の権限の代行） 第二十五条 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第十八号、第十九号（道路法第四十六条第一項第二号の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。次項において同じ。）、第二十五号、第二十六号、第二十八号、第二十九号及び第三十四号（同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。</p> <p>2 市町村は、法第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第十八号又は第十九号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する市町村の権限は、法第三十二条第四項の規定に基づき公示される工事の開始の日から工事の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十八号及び第二十九号に掲げる権限については、工事の完了の日後においても行うことができる。</p>	<p>（道路管理者の権限の代行） 第二十五条 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第十四号、第十五号（道路法第四十六条第一項第二号の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。次項において同じ。）、第二十一号、第二十二号、第二十四号、第二十五号及び第三十号（同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。</p> <p>2 市町村は、法第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第十四号又は第十五号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する市町村の権限は、法第三十二条第四項の規定に基づき公示される工事の開始の日から工事の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限については、工事の完了の日後においても行うことができる。</p>